

多様化する教育課題への対応について

1. 提案

社会構造の急激な変化や価値観の多様化を反映して、子どもたちを取りまく生活環境は大きく変化し、教育課題も多様化している。不登校への対応や外国人児童生徒への支援、また、特別支援教育の充実など児童生徒一人ひとりにきめ細やかに対応していく教育が求められている。

不登校対策

学校に来られない子どもたちの 初期対応 別室指導 保護者への助言にあたる専任教員を、国の制度として学校に配置されたい。

ライフスキル教育への支援

本県においては、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、環境学習や就労体験などの体験学習を進めてきたところであるが、いじめや不登校・引きこもりといった教育課題を根元から解決するためには、さらに日々の困難を乗り越えて生きる術（ライフスキル）を子どもたちに育むことが重要であり、そのための多様な教育プログラムを有効に活用できるよう支援する制度を導入されたい。

外国人児童生徒への支援

急増している外国人児童生徒への教育について、国および企業（特に外国人労働者を雇用する企業）が支援をする制度を導入されたい。

特別支援教育の推進と充実

特別支援教育の一層の推進、充実のため、学校教育法等が一部改正されたところであり、法改正の趣旨が達成されるよう、十分な人的措置をお願いしたい。

教育課題に適切に対応できる教職員配置の拡充

児童生徒一人ひとりの課題にきめ細やかに対応できるよう、少人数学級編制など、教職員配置の拡充措置を図られたい。

2. 現状と課題

不登校対策

本県の平成17年度の不登校児童生徒数は、小学校は459名、在籍比率は0.54%、中学校は1,284名、在籍比率は3.13%であり、全国と比較して高い水準にある。

欠席が目立ち始めた初期の適切な対応や、不登校児童生徒の保護者への助言などを充実する必要がある。

ライフスキル教育への支援

子どもが抱える課題（人間関係形成能力が貧弱、ストレス耐性が弱い、仲間はずれへの恐怖感からの非行、不登校、引きこもり、ニート、いじめ等）に対し、少子化や人間関係の希薄化が進んだ現代においては、人間関係づくりのための技術を意図的に教える必要がある。

外国人児童生徒への支援

本県の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は平成18年9月調査で786人となり、年々増加している。習慣の違いやことばの問題から学校不適應を起こす場合が多い。そのため児童生徒の就学にかかる支援や学校現場での通訳等による支援を行うなど、生活適應指導等を通して心のケアを図る必要がある。

特別支援教育の推進と充実

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への支援が求められる。本県は通級指導教室を29教室（平成18年度は25教室・580名が利用）設置しているが、実際に支援が必要と思われる児童生徒は平成18年9月調査で4,430名にのぼり、通級指導教室の増設と教員の加配措置が必要である。

教育課題に適切に対応できる教職員配置の拡充

学校現場において、いじめ、不登校対策、外国人児童生徒への支援など緊急課題への対応が必要となっている。

きめ細やかな教育の推進のため、少人数学級編制に対する県民の期待は大きい。

3. 本県の取組状況

不登校対策

本県では、「子どもと親の相談員」の配置や「心の教育相談センター」の設置、県内22カ所の適応指導教室の開設、教員の加配などを行っている。

また、学校には登校できるが教室に入れない児童生徒への対応として、別室指導に当たる専任教員を配置し、さらに、家から出られない小学生に対して大学生等を派遣する「スクーリング・ケアサポーター事業」を実施している。

外国人児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒が著しく多い小中学校には加配教員を配置し、2名以上在籍する公立小中学校へは非常勤講師を派遣している。

特に母語による支援が必要であると判断される公立小中学校等に対しては母語を話せる指導員（ほっとサポーター）を派遣している。

特別支援教育の推進と充実

平成16年度から県単独で「滋賀県特別支援教育推進体制整備事業」を実施し、平成17年度にはすべての小中学校において特別支援教育体制が整備された。平成19年度には、県立のすべての高等学校においても体制を整備する。

県内の市町では独自に小中学校において特別な支援が必要な児童生徒に対応するため臨時講師ボランティア等を配置している。

教育課題に適切に対応できる教職員配置の拡充

県独自措置により小中学校において35人学級編制を順次拡大してきた。

平成15年度 小1（3学級以上） 中1（5学級以上）

平成16年度 小1、中1（全校）

平成18年度 小2（全校） 小3～6のいずれか1学年

平成19年度 小3（全校） 小4～6のいずれか1学年

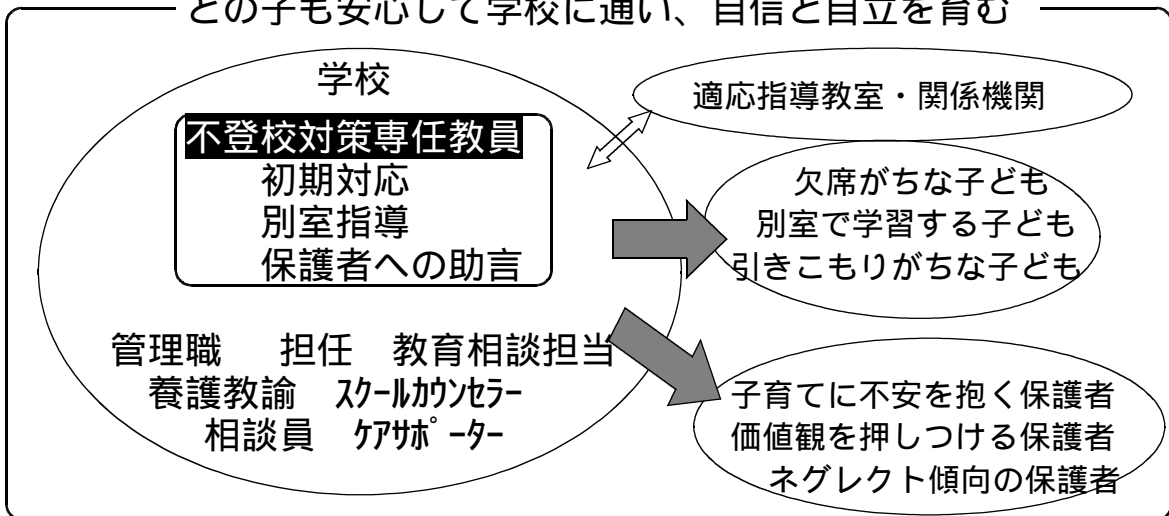
35人学級編制を行った場合、1学級当たり20人以上の学校を対象

県単独措置等により生きる力を育む教育推進校加配、不登校対策特別支援指導加配、外国人児童生徒に対する日本語指導対応加配などを実施している。

(提案の概要)

不登校対策

どの子ども安心して学校に通い、自信と自立を育む



ライフスキル教育への支援

ライフスキル向上のための教育プログラムの効果検証・情報提供
教育プログラム指導者養成、教員研修、教材作成の経費支援

外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒の教育に関する県および市町の取り組みへの協力

- (1) 不就学の外国人の子どもの把握、就学の働きかけ
 - (2) 外国人児童生徒に対する生活指導や保護者との連携への協力
- 初期適応指導教室（プレスクール）の設置、運営への協力

- (1) プレスクール設置への協力
- (2) 教材の準備や運営費などの支援

非常勤講師派遣を支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校に、非常勤講師を派遣する費用の一部を負担

「ほっとサポート事業」への支援

母語を話せる指導協力者（ボランティア）を登録し、母国語での支援が必要な学校に派遣する事業への支援

特別支援教育の推進と充実

小中学校への特別支援教育コーディネーターの加配

通級指導教室の増設と通級指導教室の充実にかかる教員の加配

特別支援教育支援員の教員としての加配

教育課題に適切に対応できる教職員配置の拡充

国の財源保障のもと、1学級当たりの児童生徒数の標準の引き下げ。
児童生徒支援のために必要な教職員の確保。